

国立大学法人電気通信大学役員傷害保険規程

平成17年 7月 1日

改正

平成23年 3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)の役員の傷害保険の取扱いについて定めることを目的とする。

(傷害保険契約の加入)

第2条 大学は、役員が急激、かつ、偶然な外来の事故によって身体に被った傷害又は死亡(以下「傷害等」という。)に対する補償金を確保するため、社団法人国立大学協会と損害保険会社との間に締結された役員を被保険者、大学を保険金受取人とする傷害保険契約に加入する。

(てん補範囲)

第3条 前条に規定する傷害等のてん補範囲は、執務に関わるものに限るものとする。

(特約)

第4条 常時勤務する役員を被保険者とする保険契約には、天災危険担保特約及び特定感染症危険担保特約を付加することができる。

2 前項の特定感染症危険担保特約により支払われる葬祭費用保険金の受取人は、第2条の規定にかかわらず、当該被保険者の親族のうち葬祭費用を負担した者とする。

(保険金額)

第5条 保険金額は、5,000万円とする。

(保険料)

第6条 保険料は、全額大学が負担する。

(保険金の使途)

第7条 保険金は、被保険者である役員が第2条に規定する傷害等を被った場合、大学が給付する補償金又は弔慰金に充当する。

(雑則)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、社団法人国立大学協会を保険契約者とする「傷害保険(役員)」の約款によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。